

第2号議案

平成23年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について

平成23年度府立学校に対する指示事項及び平成23年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項の取組みの重点等を次のように定める。

平成22年12月17日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣旨]

- 1 府立学校の教育の指針とし、府立学校の校長及び准校長が平成23年度学校経営計画を作成するに当たり、平成23年度の取組みの重点を平成22年内に府立学校の校長及び准校長に示し、周知徹底を図るもの。
- 2 市町村教育委員会に対する指導・助言の基本方針として、周知徹底を図るもの。

[根拠規程]

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部

科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な

指導、助言又は援助を行うことができる

- 2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。
 - 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
 - 三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。
 - 四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
 - 五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
 - 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。
 - 七 スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。
 - 八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。
 - 九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。
 - 十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。
 - 十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

平成23年度（案）

府立学校に対する指示事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会

平成 23 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて

～「学び」と「はぐくみ」を確立するために～

アジアをはじめとする世界の経済や雇用のグローバル化が進むとともに、「貧困」や「格差」の問題が指摘される中、子どもたちは、ますます厳しい時代の中を力強く生き抜くことが求められています。このような中、これからの大阪の教育を進めるにあたっては、豊かな感性を持ち、社会をリードする人材を育てるとともに、子どもたちがおかれた状況に左右されないよう、すべての子どもたちの力を引き上げることに力を尽くさなければなりません。

そのためには、すべての学校において、地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開することにより、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力など、「確かな学力」を確立するための「学び」と、他人を思いやる心や規範意識、自然や美への感性などの「豊かな心」の「はぐくみ」を展開していく必要があります。

「確かな学力」を基礎に高い志と夢を抱き、その実現に向かって努力する態度を培うこと、そして、国際的な視点に立ち、相手の立場を尊重しつつ、英語をはじめとする外国語を通じ、言語や文化に対する理解を深め、自分の考えや情報を的確に伝えるコミュニケーション能力を養うことが必要です。また、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択できるよう、教育活動にキャリア教育を位置づけることも重要な課題です。

折しも、平成 23 年度は、公立高等学校の授業料無償化に加え、私立高校生等授業料支援補助金が大幅に拡充され、生徒、保護者の学校選択の自由度が広がり、府立高校においては、特色づくりに向けて、より一層の取組みの充実が求められるところです。これまで準備を進めてきた「進学指導特色校（Global Leaders High School）」、「大阪府教育センター附属高等学校」、「新たな専門学科（体育科）」、「柏原地域連携型中高一貫校」が開校し、また、支援学校においては、卒業後の社会的自立のひとつのあり方として就労に向けた支援のため、すべての知的障がいの支援学校に職業コースを設置することとしており、大阪の教育の節目の年となります。

このような状況に対応するためには、めざす方向とともに、そこに至る道筋を示すことが必要であり、各学校において、めざす学校像の実現に向け、校長がその権限と責任のもと、中期的目標（3か年）を確立し、PDCAサイクルによる学校経営を推進することが重要です。校長がリーダーシップを発揮し、教職員の力を最大限に引き出しながら、組織力を向上させ、教育内容の充実を図り、学校のもつ総合的な力である「学校力」を高め、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校づくりを進めることが今、求められています。

I 確かな学力への取組み

「確かな学力」とは基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、それを活用しながら自ら学び考える力であり、児童・生徒が将来の日本・大阪を支える社会人として自立するための力です。

各学校においては、平成 21 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、これまでの取組みの成果及び他校における優れた実践事例を取り入れながら、児童・生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた特色ある教育課程の編成に努める必要があります。さらに、「総合的な学習の

時間」等を活用して、児童・生徒の学習意欲を高め、一人ひとりの個性の伸長を図り、すべての児童・生徒が「確かな学力」を身に付けるよう一層努める必要があります。

そのためにも、教員それぞれの授業力を向上させることが必要であり、校内で授業評価システムを構築し、学校全体で組織的・計画的に授業改善に取り組むことが求められます。その際、ICT機器の授業への積極的な活用を進めることが重要です。

II 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

すべての子どもたちが大きな夢や憧れを抱き、志をもって自らの人生を切り拓いていくために必要な力を育むことは、教育に携わる我々の使命です。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有しています。教職員は、子ども一人ひとりの大切さを強く自覚し、子どもたちに、自分を大切にするとともに、他の人も大切にすることや、自らを律することができるようになることなど、規律・規範を確立する指導に努めなければなりません。

また、児童・生徒自身が課題解決と人間関係づくりを行っていきける力を修得できるよう指導するとともに、「人権教育基本方針」などに基づき、人権尊重の教育を計画的・総合的に推進することが大切です。

支援教育の推進については、これまでの「ともに学び、ともに育つ」教育の取組みを継承・発展させるとともに、障がいのあるすべての子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導・支援の取組を進め、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした教育の充実に努める必要があります。

中途退学や不登校については、平成 21 年度の中退率が前年度に比べて大きく減少したものの、依然として中退率・不登校率とも全国平均と比べ高い割合で推移していることを重く受けとめ、教職員の共通理解のもと中途退学や不登校の減少に向けた組織的な取組が必要です。

中途退学防止や不登校減少の課題への取組みでは、中学校との連携を図りながら、人間関係づくりや学力保障など、それぞれの子どもの課題解決に一層努めることが望まれます。また、教育相談体制のさらなる充実に努めるとともに、将来の夢や目標に向かって、子どもたちに自らの生き方を考えさせるキャリア教育の取組みを充実させることが重要です。

III 学校・家庭・地域等の連携と安全で安心な学校づくり

教育力向上に向けては、学校での取組みを基本とすることはもとより、家庭・地域との連携が不可欠です。子どもたちは家族や同級生だけでなく、それ以外の大人や子どもと幅広く交流し、関わりを持つことを通じて、社会の構成員として必要な規範意識を身に付けていくものです。学校・家庭・地域が一体となり、家庭との役割分担や地域との協力のもとで、子どもを育む取組みをさらに進めていくことが重要です。

また、子どもが自ら尊い命を絶ったり、犯罪や事件、事故に巻き込まれたり、児童虐待、薬物乱用など、子どもの健やかな成長を阻害する重篤な事象が生じていることから、すべての教育活動を通じて「命の大切さ」について取り組むとともに、児童・生徒の状況把握や相談体制の充実、薬物乱用防止教室の実施など、家庭・地域や関係機関と連携した取組を進めることが必要です。

IV 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

校長は、学校経営を担う者としての気概を持ち、リーダーシップを発揮し、自校の実情や課題に応じた教育活動を行い、府民から信頼される魅力ある学校づくりを推進しなければなりません。

また、子どもの教育に直接携わる教職員の資質の向上を図り、指導力を高めることが重要です。学校においては、教職員の服務規律の徹底、体罰やセクシュアル・ハラスメントの未然防止等、指導体制の徹底を図り、教職員をさらに組織的・継続的に育成するため、日常的なOJTの活性化を図り、研修体系の構築、指導体制や相談体制の充実、教員のICT活用指導力の向上等に努める必要があります。

大阪府では、大量退職・大量採用により多くの教職員が入れ替わる中、熱意のある人材を確保するとともに、「教職員の評価・育成システム」を有効に活用しながら、すべての教職員の力を最大限に引き出すことが重要です。子どもにとっての教職員はかけがえのない存在であり、その使命は極めて大きいものです。

同時に、これまでの大阪が大切にしてきた教育を継承するとともに、新たな教育課題にも適切に対応できる教職員の育成が求められており、とりわけ、ミドルリーダーの育成、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上が重要です。

大阪の教育は、将来、日本・大阪を背負って立つ子どもたちの未来を切り拓き、子どもたちに大阪の未来を託せるようにならなければなりません。各学校においては、これまで大阪が培ってきた「地域性」と「多様性」を大切にし、中長期的な展望をもち、「『大阪の教育力』向上プラン」の推進と目標の達成に向けた取組みを一層推進する必要があります。府教育委員会としても学校における創意工夫のある取組みを支援していきます。大阪の未来はひとえに教育の充実にかかっているとの思いを共有し、各学校における取組みを進めてください。

◆ 平成23年度の取組みの重点

I 確かな学力への取組み

学力の向上に取り組む

- (1) 学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図るとともに、児童・生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望に応じた、特色ある教育課程の編成と魅力ある授業づくりに努め、一人ひとりの個性の伸長を図ること。
 その際、生徒の学習意欲を高め「わかる授業」を実現するため、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）機器を積極的に活用するとともに、学校図書館の利用を進めること。
- (2) 平成21年3月に高等学校学習指導要領・特別支援学校学習指導要領が告示されたことを受け、各学校においては、総則、各教科・科目、「総合的な学習の時間」、特別活動の内容を十分に研究し、新学習指導要領に基づく各教科の指導を円滑に実施できるよう、各学校や児童・生徒の状況に応じた教育課程の編成、指導計画等の作成、教員研修の充実などの準備をすすめ、新しい学習指導要領を見据えた教育活動の充実に努めること。
- (3) 国際社会に通用する人材を育成するため、外国語、とりわけ国際的共通語として最も中心的な役割を果たしている英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、国際的な視野を育むこと。

II 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

志や夢を育み豊かな人間性を涵養する

- (4) 児童・生徒が志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていかうとする態度を育むとともに、未来に夢や希望を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。
 平成23年度から府立高校において実施する「志（こころざし）学」については、学習計画を作成し、生徒の志や夢を育む取組みの充実に努めること。
- (5) 子どもたちに、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自ら律し他人を思いやる心、公正な判断力、公共の精神、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むことが必要である。そのため、学校においては、道徳教育を推進するとともに、家庭・地域と十分連携を図りながら、すべての教育活動を通じて実践的な取組みを進め、子どもたちの豊かな心を育てることに努めること。
 また、読書は「生きる力」を育むため重要なものであり、学校での読書活動を一層推進すること。その際、学校図書館の運営体制の整備や、図書ボランティアや公立図書館との連携等、学校・家庭・地域の連携を進めることにより、児童・生徒の読書活動の推進を図ること。

キャリア教育の充実を図る

- (6) 経済状況の影響を受けて、進路をめぐる環境が大きく変化する中で、働くことの意義を見出せない若者や進学・就職の希望がかなえられない若者が増加している状況を踏まえ、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、将来、社会人・職業人として自立し、主体的に進路を選択することができるよう、規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図ること。
- そのために、キャリア教育を学校教育計画に位置付け、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な進路指導を行うとともに、正規雇用をめざした就職支援が行えるよう体制を整えること。
- また、職業教育ナンバー1をめざし、実践的な職業教育を通じて資質や能力を高めるよう努めること。
- 障がいのある児童・生徒については、児童・生徒の障がいの状態、地域や学校の実態等を考慮し、各教科・科目はもとより、特別活動、総合的な学習の時間、学校外における就業体験活動等さまざまな教育活動を通じて、早い段階からキャリア教育の重要性を意識し計画的・総合的に行うこと。

人権尊重の教育を推進する

- (7) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- また、支援を要する幼児・児童・生徒に対する生徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。

情報リテラシーを育成する

- (8) 情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及した反面、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信が発生しているという現状を踏まえ、インターネットや携帯電話の利用等、児童・生徒の活用状況を把握し、情報の取り扱いについての基礎的な資質や能力を養うよう指導すること。
- その際、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。とりわけ、携帯電話やネット上のいじめ等の課題解決に向け、校内での原則使用禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にするとともに、携帯電話使用をめぐる危険性を認識し、その対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。

障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援する

- (9) 府立学校においては、「特別支援教育の推進について」（文部科学省初等中等教育局平成19年4月通知）を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」教育を一層推進するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした教育の充実を図ること。

「個別の教育支援計画」については、就学前から学校卒業後までを見据えた、一貫した教育的支援を行うため、本人・保護者の参画を一層推進し、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握するとともに、福祉・医療・労働等の関係機関と連携のうえ作成し、より効果的な活用に努めること。

「個別の指導計画」についても、障がいの状態や特性、教育的ニーズ等の実態把握に努め、具体的でわかりやすい内容表記をこころがけるとともに、適切な指導の目標や方法、評価についても本人・保護者に十分説明し、理解を得ながら、P D C Aサイクルに則った指導改善に努めること。

- (10) 府立支援学校においては、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図るため、組織的な校内体制づくりを一層すすめること。また、支援学校リーディングスタッフを中心に、市町村リーディングチーム等との連携を図り、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのあるすべての幼児・児童・生徒のための「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成援助なども含めた地域支援に努めること。さらに、地域からの相談事例や有効な教材教具等の収集・整理に努め、府内で共通に活用できるよう、学校のWebページ等を十分に活用した積極的な情報提供を行うこと。

- (11) 府立高校においては、障がいのある生徒に対する適切な指導・支援を図るため、校内委員会の設置や支援教育コーディネーターの指名を行うとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用に努めること。また、障がいのある生徒一人ひとりのニーズに応じた進路に関する適切な情報を提供するなど、進路指導を充実するとともに、「個別の教育支援計画」を踏まえ将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学等の機会の充実に努めること。

中途退学・不登校の減少に取り組む

- (12) 中途退学の防止についてはこれまで、不本意入学の防止、生徒指導の充実、学習指導の充実を3つの基本として取り組んできたところである。

平成21年度は中退率が前年度に比べて大きく減少しているが、依然として全国平均より高くなっていることを踏まえ、引き続き従来の取組みに加え、中高連携・人間関係づくり・基礎学力充実に重点をおいて取組みを推進すること。また、スクールカウンセリング・スーパーバイザー等を活用した教育相談体制のさらなる充実を図るとともに、自らの生き方を考えさせるキャリア教育の視点からの取組みも実施すること。

- (13) 大阪府の不登校の割合は全国平均と比較して高くなっており、不登校から留年や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、校内相談体制の充実を図るとともに、家庭や出身中学校、地域、教育センターなどの関係機関とも連携しながら取組みを推進すること。

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

子どもたちの命を守る

- (14) 全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、事故に巻き込まれるなど、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、すべての教育活動を通じて「命の大切さ」について取り組むとともに、児童・生徒の状況把握や、相談体制の充実などに取り組むこと。
- (15) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加しており、大阪においても深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日ごろから十分注意を払い、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センターまたは市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。そのために「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止指針のてびき～」(平成22年10月改訂)等を教職員へ周知徹底すること。
- (16) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置けるとともに、指導計画を策定し、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するほか、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

Ⅳ 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

学校運営体制の確立を図る

- (17) 校長は、学校経営にあたりリーダーシップを十分に発揮し、「学校組織運営に関する指針」(平成18年12月施行、平成22年〇月改訂)に基づく学校運営を行うこと。その際、学校は中期的目標を確立し「学校経営計画」を策定して、P D C Aサイクルによる学校経営を推進するとともに、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校のW e b ページ等を通じて広く府民に公表すること。

教職員の資質向上を図る

- (18) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なO J Tの推進に努めること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、学校運営の中核を担うミドルリーダーの育成及び初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ること。
- (19) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たるとともに、児童・生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメントについては、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。
- (20) 児童生徒と向き合う時間を確保するため、校内イントラネットを活用した校務のI C T化を進めること。また、すべての教員が授業においてI C Tを活用できるよう、校内研修を実施すること。

平成23年度（案）

市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会

平成 23 年度 「大阪の教育力」の向上に向けて ～「学び」と「はぐくみ」を確立するために～

今、教育に求められているのは、社会において自立的に生きる基礎を培うなど、義務教育の目的を踏まえ、「確かな学力」を確立するとともに「豊かな心」「健やかな体」を育むことであり、それらを基盤とする「生きる力」を育成することです。

すべての学校において、地域の実情を踏まえた特色ある教育活動を展開することにより、基礎的・基本的な学習内容を確実に習得し、自ら学び考える力の育成や主体的に学習に取り組む態度を身に付けるなどの「確かな学力」を確立するための「学び」と、他人を思いやる心や規範意識、自然や美への感性などの「豊かな心」、体力の向上や望ましい食習慣の形成による「健やかな体」の「はぐくみ」を実現しなければなりません。

加えて、子どもたちがこれから生きていく時代を見据え、国際社会に通じる人材育成が一層重要となることから、「確かな学力」を基礎に、高い志と夢を抱き、その実現に向けて努力する態度を養うとともに、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を外国語により伝えることができるコミュニケーション能力を育成する必要があります。

そのためには、校長のリーダーシップとマネジメントのもと、教育内容の充実を図り、教職員の力を最大限に引き出しながら、組織力を向上させ、学校のもつ総合的な力である「学校力」を高め、すべての子どもたちが生き生きと学ぶことのできる学校づくりを進めることが重要です。

また、市町村教育委員会と府教育委員会とが目標を共有し、それぞれの役割と責任のもと、これまで以上に連携して、各学校園を支援し、就学前及び小・中・高の一貫した教育を通して子どもたちを育てることが重要です。

I 学力向上への取組み

各学校においては、学力向上の取組みの成果と課題を具体的に把握・検証し、子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるとともに、それを活用しながら主体的に学び、考える力などを育むことが求められています。

平成 22 年度の「全国学力・学習状況調査」の結果からは、学校の取組みにおいて、授業研究をともなう校内研修が増加していることや、児童・生徒の宿題や自主的・計画的な家庭学習への取組みが進むなど改善状況が見られる一方で、授業規律が徹底しきれていないことや、研修の成果が日常の授業改善へつなげていないことなどが明らかになり、さらなる課題への取組みが求められています。

そのため、府教育委員会では、学力向上に向けて、授業づくり、学習規律等に関して成果指標と活動指標を定め、各学校がめざす方向と水準を示しています。

市町村教育委員会は、これらを踏まえ、実情に応じた学力向上計画を策定し、各学校が子どもたちの学習状況を的確に把握しながら基礎・基本の定着を図るとともに、授業改善のための P D C A サイクルの確立により、「確かな学力」を身に付けられる「授業づくり」と「学校づくり」に組織的に取り組むよう、学校を指導・支援することが必要です。特に、課題のある学校に対しては、府教育委員会と市町村教育委員会とが連携し、支援していくことで、大阪の教育の底上げを図ることが重要です。

また、子どもたちの自学自習力の育成に当たっては、家庭学習習慣や生活習慣と学力との関係が明らかであることを踏まえ、家庭や地域との連携・協力のもと学習習慣の定着を図ることが重要です。

II 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

大きく変化している世界の中においても、すべての子どもたちが、自分のやりたいことを見つけ、大きな夢やあこがれを抱き、志をもって自らの人生を切り開いていくために必要な力を育むことは、教育に携わる大人の使命です。そのためにも、児童・生徒が社会において自立できる力を身に付けることができるように、系統的・継続的なキャリア教育を推進することが重要です。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有しています。教職員は、子ども一人ひとりの大切さを強く自覚し、子どもたちに、自分を大切にするとともに、他の人も大切にすることや、自らを律することができるようになることなど、社会や時代が変化しても変わることのない価値観や規律・規範を確立する指導に努めなければなりません。

また、子ども自身が課題解決や人間関係づくりを行っていける力を習得できるよう指導するとともに、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、人権尊重の教育を計画的・総合的に推進することが大切です。

これまでも推進してきた「ともに学び、ともに育つ」教育は、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、すべての子どもが生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、支援教育が、支援学級をはじめあらゆる場で、学校全体として取り組まれるよう、市町村教育委員会は各学校を指導・支援することが必要です。

一方、落ち着いた学習環境を醸成し、児童・生徒を健全に育成していくためには、いじめ、不登校、暴力行為等生徒指導上の課題を解決する必要があります。

いじめについては、認知件数が減少しているものの、いじめの実態の把握が十分でないことが指摘されていることから、的確に把握することが大切です。また、近年、全国でいじめが背景にあるとされる自殺が生起していることから、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを十分認識し、早期発見に努めるとともに、万一、いじめを発見した際には、「いじめは絶対許されない」との強い姿勢のもと、組織的な対応により迅速な解決に向け取り組むことが重要です。

暴力行為については、小学校での発生が急増していることから、中学校はもとより小学校においても、全教職員の一致協力した生徒指導体制を確立し、子ども理解に基づく毅然とした指導と支援を行うことが重要です。

不登校については、減少傾向にあるものの、中学校における千人当たりの生徒数が全国的に高く、中学1年で急増することから、小・中学校が連携した取組みを継続するとともに、不登校状態が長期化しないよう、一層、家庭との連携を図ることが必要です。

さらに、学校だけでは解決が困難な事象や緊急性の高い事象については、府教育委員会の「子ども支援チーム」「学校体制支援チーム」とも連携して早期解決に努めてください。

また、進路指導に当たっては、府立高等学校の特色づくりや私立高校生等授業料支援補助金制度の趣旨を踏まえるとともに、府立高等学校全日制の課程における中途退学者のうち、入学1年目において退学する生徒の割合が高いことを踏まえ、中学校と高等学校との連携の強化、進路指導の充実に努めてください。

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

教育力向上に向けては、学校での取組みを基本とすることはもとより、家庭・地域との連携が不可欠です。子どもたちは、家族や同級生だけではなく、それ以外の大人や子どもとも幅広く交流し、関わりを持つことを通じ、様々な力を身に付け成長していきます。

学校を核として地域社会が一体となって子どもを育てるために、学校支援地域本部を継続・充実させるなど、家庭や地域の力を結集した教育力向上のための取組みをさらに進めることが必要です。

また、子どもの尊い命を守り安全を確保していくため、学校・家庭・地域が一体となって子どもを見守る取組みを進めるとともに、子どもの体力向上に向けた運動機会の確保や調和の取れた食事、十分な睡眠等、生活習慣の改善についても学校教育活動だけでなく、家庭・地域と連携して推進することが求められます。

また、薬物乱用など児童・生徒の健やかな成長を阻害する事象が生じていることから、薬物乱用防止教育にも取り組むことが必要です。

Ⅳ 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

学校は保護者や地域の信頼に応え、家庭・地域と連携して教育活動を展開するため、開かれた学校づくりを一層進めることが必要です。そのためには、市町村教育委員会は校長に対し、学校の経営者としてリーダーシップを発揮し、学校の将来像を描き、学校の教育目標の共有化を図り、校長のマネジメントによる組織的な学校運営を進め、府民から信頼される魅力ある学校づくりを推進するよう指導する必要があります。

その際、子どもたちの課題や保護者・地域のニーズをしっかりと把握した上で、具体的な目標、計画を設定し、目標の達成度や計画の進捗状況等について点検・評価を行うとともに、その結果を公表するよう指導してください。

「教育は人なり」と言われますが、「教育こそ人なり」だと言えます。子どもの教育に直接携わる教職員には、日々の研究と修養に努めるとともに、自らの資質の向上を図り、指導力を高めることが求められています。

大量退職、大量採用により、大阪府では、多くの教職員が入れ替わる中、熱意のある人材を確保するとともに、すべての教職員の力を最大限に引き出すことが求められています。子どもにとっての教職員はかけがえのない存在であり、その使命は極めて大きいものです。あわせて、これまで大切にされてきた大阪の教育への取組みを継承するとともに、新たな教育課題にも適切に対応できる教職員の育成が求められており、とりわけ、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ることが重要となっています。

市町村教育委員会においては、指導体制の充実を図るとともに、教職員をさらに組織的・継続的に育成するため、日常的なOJTの活性化を図り、研修体系の再構築、人事異動・交流による教員の資質向上、教職員の服務規律の徹底等に努めるよう指導することが必要です。また、指導が不適切と思われる教員については、その状況を的確に把握し、適切な指導・助言を行うため府教育委員会とも連携し、実効性のあるシステムの確立・運用を図ることが必要です。

大阪の教育が子どもたちの未来を切り拓くものとなるよう、市町村教育委員会においては、首長部局の理解、協力を得、これまで大阪が培ってきた多様性と地域性を大切に、各学校の創意工夫も生かしながら、目標の達成に向けた取組みを推進してください。

◆ 平成 23 年度 of 取組みの重点

I 学力向上への取組み

学力向上に取り組む

- (1) 学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学習意欲を喚起し、学習習慣を確立するよう指導すること。
中学校においては、新しい教育課程の全面実施に向け、適切に対応するよう努めること。
また、それらの実現のためには、学校全体としての取組みが重要であることを指導すること。
- (2) 学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握することに努めるよう指導すること。特に各教科の指導に当たっては、学力や学習状況に関する調査の結果を活用し、これまでの取組みの成果と課題を明確にし、目標やねらいを実現するよう指導計画を立てること。あわせて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立し、学校全体が組織的に授業改善に努めるよう指導すること。
- (3) 学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進し、指導形態や指導体制を工夫するなど、個に応じた指導の一層の充実を図ること。また、児童・生徒の実態に応じ、基礎・基本を徹底するために、少人数・習熟度別指導の実施や10分間程度の短い時間（モジュール）を活用した反復学習等の導入、知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を育む授業づくりに努め、指導方法の工夫を図るよう指導すること。
そのために、学習規律の確立、授業評価の導入、校内研修の活性化等学校全体で取り組むよう指導すること。
- (4) 義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざすこと。
そのため、小学校の外国語活動では、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しませる体験活動を充実し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。
また、中学校の外国語（英語）教育では、小学校における外国語活動の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域をバランスよく指導するとともに、実際に活用できるようにするために必要な指導の改善を図り、コミュニケーション能力の基礎を養うこと。

Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

志や夢を育み豊かな人間性を涵養する

- (5) 児童・生徒が志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていかこうとする態度を育むとともに、豊かな情操や人間性、未来に夢や希望を持ち自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。
- (6) 児童・生徒に、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、自らを律し、他人を思いやる心、規範意識や公共の精神など、社会の形成に参画する態度及び伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する態度を養うことなど、豊かな人間性を育む取組みを進めること。

キャリア教育を推進する

- (7) 児童・生徒が、望ましい勤労観・職業観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、府キャリア教育の指針「キャリア教育を推進するために」（平成17年4月）等に基づき、教育活動全体を通じて、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行うよう指導すること。

人権尊重の教育を推進する

- (8) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- 特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。また、支援を要する幼児・児童・生徒に対する生徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、各学校が組織的に対応するよう指導すること。

障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援する

- (9) 支援教育の推進については、「ともに学び、ともに育つ」教育として取組みを継承・発展させるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を一層促進し、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした一貫した指導・支援を進めること。

いじめ・暴力行為等の防止や不登校の減少に取り組む

- (10) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある。学校においては、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、常に、いじめの実態を把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、生起したいじめに対しては、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、迅速かつ適切に組織的な対応を図るよう指導すること。また、児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らでいじめを乗り越える力（エンパワメント）と集団づくりに努めるよう指導すること。
- (11) 暴力行為等問題行動の対応については、児童・生徒との信頼関係を築くとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと児童・生徒の規範意識の向上を図る取組みや、毅然とした生徒指導を行い、状況に応じて、小・中学校間をはじめ関係機関等とのネットワークを活用し、専門家や地域人材等外部人材も含めたチームによる支援の観点も踏まえた取組みを推進するよう指導すること。
- (12) 不登校児童・生徒への対応については、未然防止、早期発見の観点から、スクールカウンセラーなどを活用し、相談体制の充実を図るとともに、学校復帰のための継続的な支援を推進するよう指導すること。とりわけ、中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒の主体的な進路選択への支援に努めるよう指導すること。

読書活動を推進する

- (13) 読書は「学ぶ力」や「豊かな心」を育むため重要なものであり、子どもの発達段階に応じた読書活動を一層推進すること。その際、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、学校・家庭・地域の連携による「読んでみたいと思う本がある」「本を紹介する人がいる」という読書環境づくりを進めること。

情報リテラシーを育成する

- (14) 情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及した反面、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報発信が発生しているという現状を踏まえ、情報活用能力を高める授業を展開するよう指導すること。
- その際、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。
- さらに、児童・生徒の携帯電話への過度の依存や誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、校内への持ち込み禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にするとともに、携帯電話の危険性を認識し、児童・生徒を被害者にも加害者にもさせない取組みを行うよう指導すること。

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

子どもたちの命を守る

- (15) 全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、事故に巻き込まれるなど、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、すべての教育活動を通じて「命の大切さ」について取り組むとともに、児童・生徒の状況把握や、相談体制の充実などに取り組むよう指導すること。
- (16) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日ごろから十分注意を払い、未然防止、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センターまたは市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。その際、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止指針のてびき～」(H22.10月改訂)等を教職員へ周知徹底するよう指導すること。
- (17) 幼児・児童・生徒が学校園内外において不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるよう、学校園・地域の実情や子どもの実態に応じた適切な対策を講じること。
特に、「子どもの安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、地域で子どもたちを守るという視点から幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うよう指導すること。
- (18) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するよう指導すること。

体力向上に取り組む

- (19) 子どもの体力が依然として低水準で推移していることを踏まえ、各学校において、体力向上推進計画の作成に努めるよう指導すること。その際、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や各学校が実施する体力テストの結果を分析・活用し、体育の授業はもとより、学校教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、運動機会の確保や生活習慣等の改善など体力向上の取組みを推進するよう指導すること。

教育コミュニティづくりを推進する

- (20) 子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざし、「地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果をふまえ、「家庭と地域」が一体となって、「教育の拠点」である学校と協働し、学校支援地域本部や、おおさか元気広場の取組みなどを進めることにより、学校・家庭・地域をつなぎ、地域の大人との「ナナメの関係」の中で子どもたちがすこやかに育つ「教育コミュニティ」の発展に努めること。
- (21) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携して「3つの朝運動」（朝食・あいさつ・朝読書）や通学合宿等を行うことにより、望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間、家庭学習等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進すること。

IV 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

学校運営体制の確立を図る

- (22) 校長のリーダーシップのもと、当面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、開かれた学校づくりをより一層進め、家庭や地域とも連携して自主的・自律的に特色ある教育活動を展開するとともに、学校教育自己診断や学校協議会等を活用して学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校のWebページ等を通じて公表するなど、学校運営体制の整備・充実に努めるよう指導すること。

教職員の資質向上を図る

- (23) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、各学校で日常的なOJTの推進に努めるよう指導すること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るよう指導すること。

また、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めること。そのため、首席・指導教諭の全校配置に努めること。

- (24) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底するよう指導すること。

その際、平成19年に障がいのある児童・生徒への対応等を盛り込み改訂した「体罰防止マニュアル」（府教育委員会Webページに掲載）「不祥事予防に向けて（改訂版）」（平成22年9月）等の活用を図ること。

